

AYA 研賞等選考委員会規程

(名称)

第1条 この委員会は、AYA がんの医療と支援のあり方研究会（AYA 研）賞等選考委員会（以下「委員会」）という。

(目的)

第2条 AYA がんの医療と支援のあり方研究会定款第 39 条、ならびに、定款施行細則第 17 条に基づき、思春期・若年成人がん領域における研究助成制度、ならびに、研究・教育・啓発・支援活動において優れた功績を称える制度を整備し、助成・授賞対象者（団体を含む）を選考することを目的とする。

(業務)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の業務を行う。

1. 研究・教育・啓発・支援活動助成制度の整備と助成対象者・団体の選考
 - 1) 助成制度の規程の作成
 - 2) 助成対象者の募集
 - 3) 審査、選定
 - 4) 理事会への候補者推薦
2. 優れた功績を称える表彰制度の創設と授賞対象者・団体の選考
 - 1) 表彰制度の規程の作成
 - 2) 授賞対象者の募集（自薦・他薦）
 - 3) 審査、選定
 - 4) 理事会への候補者推薦
3. その他、理事会が必要と認めた業務

(組織)

第4条 委員会は委員長、副委員長および委員若干名をもって構成する。

(会議)

第5条 会議は必要に応じて開催する。

2. 委員長は会議を進行し業務を総括する。

(任期)

第6条 委員長・副委員長・委員の任期は定款施行細則第 20 条に従い、理事の任期に準じる。

(規程の改廃)

第7条 この規程は理事会の承認を得て改廃できる。

附則

1. この規程は令和4年6月24日より施行する。